

(健Ⅱ380F)

令和2年12月17日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

### 新型コロナウイルスワクチンの接種費用について

今般、新型コロナウイルスワクチンの接種について、第3次補正予算案における積算が次のとおり示され、別添の通り厚生労働省より本会宛て事務連絡がありました。

接種費用については、厚生労働大臣の指示に基づき国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても、全国統一の単価とし、接種1回目、接種2回目とも共通の2,070円としています。(税については、定期の予防接種と同様の取扱いとする。ワクチン代は、国が確保供給するため接種費用に含めない。また、6歳未満の小児に接種が行われる場合には、660円を加算する。)

今後、都道府県及び市町村に対しては、別添の資料で考え方を伝達するとともに、追って、交付要綱等を発出する予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和2年12月17日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 新型コロナウイルスワクチンの接種費用について

標記について、下記の考え方により第3次補正予算案における積算を行っております。なお、都道府県及び市町村に対しては、別添の資料で考え方を伝達するとともに、追って、交付要綱等を発出する予定です。

#### 記

新型コロナワクチンの接種については、厚生労働大臣の指示に基づき国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても、全国统一の単価とし、接種1回目、接種2回目とも共通の2,070円とする。(ワクチン代については、国が確保供給するため接種費用に含めない。)

6歳未満の小児に接種が行われる場合には、660円を加算するものとする。

# 新型コロナウイルスワクチンの接種費用について

(第3次補正予算案における積算の考え方)

別添

- 新型コロナウイルスワクチンの接種については、厚生労働大臣の指示に基づき国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても、全国統一の単価とし、接種1回目、接種2回目とも共通の2,070円とする。(ワクチン代については、国が確保供給するため接種費用に含めない。)
- 上記の接種費用には、接種費用(注射料)350円と、接種実施医療機関における事務費180円を含む。(一般的な事務費のほか、感染防止対策やV-SYS入力手数料等を勘案。)
- 市町村が接種会場において集団的に接種を実施する場合に必要な接種費用についても、
  - ・ 医療従事者や誘導のための人員、
  - ・ 接種会場(待合室等を含む)の確保
  - ・ 接種に要する器具等の確保 等
 の経費を、2,070円/回を上限として国が負担する。

	予診費用	事務費	接種費用	合計額	
接種費用	<b>1,540円</b>	<b>180円</b>	<b>350円</b>	<b>2,070円</b>	
(参考) 積算の考え方	(1回目※)2,340円	180円	350円	2,870円	平均 <b>2,070円</b>
	(2回目)730円	180円	350円	1,260円	

接種を実施する市区町村において、接種実施医療機関との委託契約(集合契約)が必要。

※1回目の予診費用については、医科点数(診療報酬)の初診料(2,880円)と再診料(730円)の割合をそれぞれ75%、25%(再診の割合は、「傷病で通院している人の割合(2019年国民生活基礎調査)」(=40.4%)から、ワクチン接種と関係の薄い診療科に関する傷病の割合を除いたもの(=25%))とし、その合計額とした。

初診料(2,880円)×75%、再診料(730円)×25% → 2,340円

※6歳未満の乳幼児の予診費用については、上記と同様に医科点数(診療報酬)の初診乳幼児加算(750円)と再診乳幼児加算(380円)の割合を、それぞれ75%、25%とし、その合計額(660円)を加算するものとする。